第８回
トラック輸送における取引環境・労働時間改善
岩手県協議会

日　時：平成３０年２月１９日（月曜日）
　　１３：３０～
場　所：岩手県トラック協会　２階　中会議室

◎開　会

【事務局　鈴木】

定刻より少し早いですけれども、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから第８回トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会を開催させていただきます。

各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます東北運輸局岩手運輸支局の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、皆様のお手元にお配りしております資料の確認をいたします。

まず、本日の議事次第、１枚めくっていただきまして委員名簿、もう１枚めくっていただきまして本日の出席者名簿となっております。続きまして、本日の席次表となります。

続きまして、資料になりますけれども、資料１としましてホッチキスどめしてあります「トラック運送事業の長時間労働改善に向けたパイロット事業について」、資料２として一枚物でございますが「荷主実態調査について」という資料になります。皆様、不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、本協議会委員のご紹介でございます。皆様のお手元に委員名簿、出席者名簿、配席図をお配りしております。紹介については、今回より変更となった委員の方及び代理出席の方のご紹介とさせていただきます。

初めに、トヨタ自動車東日本株式会社岩手工場工務部工務室室長安西慎一様に委員が交代になっております。なお、本日は、安西委員の代理で松戸様にご出席いただいております。（「工務室の松戸です。よろしくお願いします」の声あり）

続きまして、東北運輸局尾関委員の代理で小泉次長にご出席いただいております。（「小泉でございます。よろしくお願いします」の声あり）

なお、岩手県商工会議所連合会猿川委員、株式会社十文字チキンカンパニー十文字委員、八ツ星運輸株式会社小野寺委員におかれましては、業務の都合により欠席のご報告をいただいております。

それでは、協議会の開催に当たりまして、１月に東北運輸局角野次長と交代した東北運輸局小泉次長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いします。

【岩手運輸局　小泉次長】

東北運輸局の次長の小泉でございます。

本日は、皆様方、お忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

尾関局長、所用により代理で出席させていただいております。それでは、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席賜り、まことにありがとうございます。トラック業界における人手不足の問題は一段と深刻さを増しておりますが、担い手不足への対応といたしまして、労働条件の改善が喫緊の課題となっております。労働条件の改善には契約事項の書面化や、運賃料金の別建収受の促進など、取引条件の改善も重要であると認識しているところです。国土交通省では、昨年11月に、運賃が運送の対価であることを明確化した上で、トラック事業者の方々に適正な運賃、料金を収受していただくため、標準貨物自動車運送約款を改正しました。現在、改正運送約款への移行状況ですが、東北管内事業者の約４割程度であります。一方で、約３割の事業者は依然として旧約款による取引を継続している状況であります。国土交通省では、運賃と料金の別建収受の浸透を図るため、トラック事業に必要なコスト構成や標準的なコスト水準をわかりやすく提示した手引書の作成を検討しており、改正標準約款の普及、啓発に努めることとしております。

東北運輸局でも新約款への移行に向けた問題、課題等の把握を行い、取引環境の改善に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、関係者の皆様のご協力をお願いいたします。

本日は、今年度実施いたしますパイロット事業の実施内容などについて提案をさせていただくこととしております。委員の皆様から忌憚のないご意見をいただければと思いますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局　鈴木】

ありがとうございました。

それでは、議事に入りますが、これからの議事進行は座長である宇佐美先生にお願いしたいと思います。宇佐美先生、よろしくお願いいたします。

◎議　事

（１）岩手県協議会における長時間労働の改善等に向けたパイロット事業について

【宇佐美座長】

今日もよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入りたいと思います。議事の１番、岩手県協議会における長時間労働の改善等に向けたパイロット事業についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局　宮﨑】

〔事務局より資料１に基づき説明〕

【宇佐美座長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から岩手県協議会における長時間労働の改善等に向けたパイロット事業についてということで、これまでの報告とパイロット事業の提案がありましたけれども、委員の皆様からのご意見等を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

【髙橋委員】

業者の対象事業者のＢ－１、Ｂ－２に関してですけれども、この事業者というのはこの対象の車庫というのは宮城県ということでいいですか。宮城県だとすると、到着というのは15時30分というのは多分大船渡か何かだと思うんですけれども、そこまで移動する時間も拘束時間に入るんですか。そうすると、このデータ自体の拘束時間と運転時間は変わってこないですか。

【事務局　宮﨑】

おっしゃるとおりで、この表は着拠点のところからスタートという形で、代表的なスケジュールとして書かせていただいております。今手元にある資料で見ますと、これは例えばＢ－１のほうですと、市内営業所を出発してから、これでいくと岩手県の発拠点のところに着くまでが約１時間になりますので、その分運転時間と拘束時間も長くなるということです。

【佐久間委員】

もう一つご質問ですけれども、今の件でございますが、これは宮城県からの車というか、発の運送事業者であるとすると、多分１泊２日の運行なのか、２泊３日の運行で運行されると思うんですね。そういたしますと、１時半に出発と記載されていますが、ここで休憩されるのか、

それとも移動するのか、そういう部分でも拘束時間が変わってくるのではないかなと思いますが、そこのところをもしよろしければ教えていただければと思います。

【日通総研　上田】

パイロット事業のお手伝いをさせていただいている日通総合研究所のウエダと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのお話なんですけれども、どうしても２泊３日、１泊２日にしても、いずれにしてもスタートと終わりというのがどこから１日がスタートするかというのが追いかけていないとなかなかできないものですから、今回の中では、一応今回の荷主さんへ出発する時点というのをスタート地点として、帰ってくるまで時間と捉えて、整理をしているという状況になっています。

【髙橋委員】

例えば改善告示という問題からすると、普通長距離運行になると当然行きと帰るお客さん、荷主さんは違ってきますよね。その分の中間が抜けているとなると、ひょっとしてどっちが責任あるとかではないけれども、一つのＡ社、この事業者単位の労働集約産業的な部分を改善しましたというのは、メリットがあると思うんだけれども、そういうものをトータルで見た場合の議論がないと、ここがたとえ４時間しか待機しなくて、帰ってくるという状況があるのであれば、この実態はどういうふうなものかということでしょう、要するに。

【日通総研　上田】

検討会のでいただいた資料の中では、１運行ということで一応宮城を出発して宮城へ帰るのと同じような形で、帰りの運行も含めた見当で提示をさせていただいております。ですから、今回対象事業集団としては、あくまでも発荷主さんと着荷主さんという片道の運行の中で今回の中では資料は、対象事業集団としてはそういうふうな形になっていますので、ここの中ではそういうふうに発から着までを資料としては提出しているんですけれども、運送事業者の運行に対してはラウンドで帰るところまででデータとしては整理したと。

【佐久間委員】

あくまで発荷主なり、着荷主のところで片道のということですよね。

【髙橋委員】

そういう解釈でもいいというのであれば、別に我々もいいんですけれども……。

【佐久間委員】

そうですよね。本当におっしゃるように、最初の１時間だってそうだし……。

【髙橋委員】

１時間というのはあれなんですか、仙台市とかではなくて、もっと近いところなんですか。

【日通総研　上田】

荷主さんのすぐそばのコンビニへ行って、時間調整をしていて、その中で荷主さんのほうで、工場でつくった製品ともう一つは卵を少し遠隔地から運んでいくものですから、その時間でずれたりすると、思ったよりも早く着くと、早く工場に入れば早く出発できるということがあって、ちょっと時間調整のようなところがそのあたりであるみたいなことはおっしゃっていました。

【佐久間委員】

よろしいですか。実証実験ということで、いろいろ前回から参加して、聞いています。確認させてもらいましたけれども、今の話ですと、１運行は１運行なんですが、この実証実験にはその中を切り取った部分を検証するという話ですね。

それでは、なかなかこの改善協議会としてはどうなのかなという気はしますけれども、方法は今の段階でこれしかないというのであれば、これでやってみてという話でしょうけれども、実態としてはやはりそういう問題が現場にはあると思いますので、その前の１時間も含めて、全ての拘束時間、ここをやっぱり改善していかないと、ちょっといろいろな問題が出てくるんじゃないのかなというふうにちょっと感じました。

【宇佐美座長】

ありがとうございます。今のところで何かコメントはございますか。

【事務局　宮﨑】

おっしゃるとおり、もちろんここだけ切り取って、それだけでいいのかというところは当然あるんですけれども、この事業、パイロット事業をやっていくに当たりまして、ある程度範囲を決めないとやりづらいというところもあります。協力いただける相手もある話ですので、という形で今回部分的にということになってしまいますが、一部分切り取った形でパイロット事業としてやらせていただければと思っています。

こちら、パイロット事業の結果が出る出ないにしましても、いずれにせよじゃあその運送会社さんの帰り荷も含めた全体でどうなんだというところは当然ありますが、このパイロット事業というのもあくまでも一例として、これをやってみたらこういう効果が出ました出ませんでしたという話になりますので、特定のある業者さんの労働時間短縮というよりも、業界として一つの事例として、ここをこう変えれば、部分的ではあるけれども、こういう効果が出たというところを積み重ねて、これはちょっと次回の協議会でお話をさせていただくことになっておりますけれども、事業の昨年度も含めまして、あと岩手県だけではなくて全国で行っておりますので、その結果を踏まえましてガイドラインをつくるという形になっていますので、そういった事例を積み重ねてガイドラインという形で業界全体にお示しをして、改善につなげていこうという取組として進めさせていただければと思っています。

【宇佐美座長】

ありがとうございます。ほかにございますか。どうぞ。

【岩手労働局　久古谷局長】

今事務局から話があったのは、まず改善策に具体的に取り組むのは、当然ここに書いてあるＡ社、Ｂ－１からＢ－３及びＣ社の間の作業の改善にまず取り組むということで、こういった切り取った形になっているんだろうと思うんですけれども、その部分の効果は効果として、当然どれくらいあるかという検証と、恐らく今、各委員の方から全体を通しで見た帰りの部分まで見た時間はどうなんだということで、これは時間配分ということでは、当然帰りの時間まで、一定のある部分での改善をした後で、トータル会社に帰るまで、運送業者の帰りまでの時間というのはわかるわけですから、改善して短縮できた部分が待ち時間になっているのか、休憩時間になっているのか、その辺の部分も含めて検証をしてこの事業で改善できた部分と今後に向けた検討課題みたいなことで整理をしていくしか方法はないのかなという感じを受けましたの

で、その旨をちょっと拝見して思いました。

【宇佐美座長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

この切り取った部分でパイロット事業というので、そしてまた次回に報告をいただくということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、今出ました意見等を踏まえてご審議を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、もう一つのほうの荷主実態調査についてということで、説明をお願いいたします。

【事務局　伊藤】

〔事務局より資料２に基づき説明〕

【宇佐美座長】

ありがとうございました。ただいまのご説明について、皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

何か聞くとこれだけ発送しているのは岩手ぐらいだったという。それで、しっかり結構回収率もすごく高くて……。

では、来月の集計結果の報告をお待ちしております。

（２）その他

【宇佐美座長】

あと最後にその他ですけれども、事務局から、皆様からございますでしょうか。

【事務局　伊藤】

新標準運送約款というのが11月４日にできまして、それで切り替え作業というか、新規届け出をいろいろしていただいているところです。先ほど小泉室長の挨拶にもありましたけれども、大体ポイントとしましては、東北管内であれば、大体４割が新約款に切り替えましたと。そう

すると４割というのは半分にもなっていないじゃないかと思うかもしれませんけれども、３割が旧約款で、残りの３割が現在未提出という形になっておりますので、現段階では半分近くは新運送約款のほうに切り替っています。岩手に限定しますと、まだ現在進行形なので、細かい数字まではちょっと言えませんけれども、今日帰ってきてその分布を見たところ、大体３分の１ちょっとくらいは新約款で、同じくらいが旧約款で、さらに同じくらいがまだ出ていないというのがちょうど３等分になっているようなバランスになって、つい先日までは新約款のほうが多かったんですけれども、ちょっと旧約款も持ち直してきたので、何でこんなことになったのかなとは思っていましたけれども。

東北運輸局の最終的な細かい数字を見ますと、事業者数が4,147社おります。平成30年２月２日現在ですね、事業者数4,147社で、それで運賃料金変更届け出件数が1,528件、約款認可件数が1,119件で、手続率が63.8％になっています。今言った運賃料金の変更届け出数1,528件というのは新約款とお答えした方になります。約款認可件数1,119件というのが、旧約款になりますので、やっぱり新約款のほうが上回って提示されております。

今検討しているんですけれども、新約款のほうを届け出していただいた方々にはどんな感じですかというちょっとお話を伺わなければならないなということで、どういう形でやるかについては、現在検討している最中です。

以上です。

【宇佐美座長】

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

では、これで議事のほうは終わりたいと思いますけれども、何でもいいのでご意見等あれば。もしなければ。ありがとうございます。

◎閉　会

【事務局　鈴木】

宇佐美先生、ありがとうございました。

最後に、閉会に当たりまして、岩手労働局久古谷局長からご挨拶申し上げます。

【岩手労働局　久古谷局長】

岩手労働局の久古谷でございます。

本日は、お忙しい中、第８回の協議会にご出席賜り、また活発な議論を賜り、まことにありがとうございます。

私のほうから締めくくりのご挨拶ということで、本日、事務局から紹介ありましたように、今回の対象集団は、パレット積みを図るとか、あるいは余り今回詳しくはコメントがなかったんですけれども、宮城拠点を新たに設けて、複数拠点積みの解消等をかなり先進的な取り組みされている荷主及び運送業者だと考えられますけれども、そういったところでもさらなる運転時間ですとか、拘束時間の短縮の試みがあり得るということでは、改善への波及効果も期待できるものだというふうに思っております。運送業者の長時間労働改善のための環境整備になるような形での議論の取りまとめが今後できたらなというふうに思っているところでございます。

また、現在、長時間労働の関係では皆様、マスコミ等でご承知のように、働き方改革法案、今年の通常国会に提出する予定なっています。ちょっと労働時間の調査とか、内容はどうなんだということでいろいろ話題は出ているんですけれども、今回の法案、いろいろマスコミでも報道されていますけれども、大きな柱としては２つありまして、１つは、時間外労働、今までは36協定があって、36協定の中では、１カ月の残業上限で45時間とか、年間で360時間とかいうような、36協定としての上限はあったんですけれども、さらに特別条項を結べば６カ月の間はそれを超える時間外労働はできて、そこの部分の事実上の上限はなかったというところで、今回は特別条項のほうにも単月で見れば100時間まで、複数月で見れば80時間までというような上限規定をつけようということになっているところでございます。あとは、現在、皆様がご承知のように、自動車運転ですとか、建設とか、あとはお医者さんとかにはこういった上限規定が適用されていないんですけれども、そこの部分も一定の猶予期間を置いたのちに、適用しようということで、現在いろいろ各方面と調整中というふうに聞いているところでございます。

具体的には、国会のほうの議論を待ってということにはなるんですけれども、こういったような上限規定につきましては、トラック業界で働かれている方々の長時間労働の改善に結びつき、また、そのことはトラック業界での人材の確保ですとか、生産性の向上、あるいは交通事故の防止といったようなことに結びつく事柄であろうかというふうに思っているところでございます。

今後につきましては、一つは本協議会でのパイロット事業の結果ですとか、また今日紹介あった実態調査の結果をもとに、私どもも運輸支局さんと協力して取引環境の改善ですとか、長時間労働の抑制に関しましてしっかり定着していくように努力してまいりたいと思っておりま

すので、今後ともご支援をよろしくお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。

【事務局　鈴木】

委員の皆様におかれましては、貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

これで本日の協議会は終了とさせていただきます。

なお、次回は３月23日金曜日13時30分からの開催を予定しておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。